



水仙

山原 治

税理士
社会保険労務士
行政書士

税経労務通信

事務所

編集発行人

税理士 山原 治
社会保険労務士
行政書士
〒910-0003
福井市松本4-2-4
加藤ビル2F
TEL 0776(21)2470(代)
FAX 0776(24)3311
URL <http://www.yamahara-office.jp>
E-mail info@yamahara-office.jp

12月

(師走) DECEMBER

23日・天皇誕生日

日	10	24
月	11	25
火	12	26
水	13	27
木	14	28
金	15	29
土	16	30
日	17	31
月	18	
火	19	
水	20	
木	21	
金	22	
土	23	

12月の税務と労務

- | | |
|---|---|
| 国 税 ／給与所得者の年末調整
今年最後の給与を支払う時
1月4日 | 国 税 ／4月決算法人の中間申告
1月4日 |
| 国 税 ／給与所得者の扶養控除等
(異動) 申告書及び保険料
控除申告書の提出
今年最後の給与を支払う前日
12月11日 | 国 税 ／1月、4月、7月決算法人の消
費税の中間申告(年3回の場
合)
1月4日 |
| 国 税 ／11月分源泉所得税の納付
12月11日 | 地方税 ／固定資産税・都市計画税(第
3期分)の納付
市町村の条例で定める日 |
| 国 税 ／10月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等) 1月4日 | 労 務 ／健康保険・厚生年金保険被
保険者賞与支払届
支払後5日以内 |

ワンポイント 年々減少する酒類自販機

未成年者の飲酒防止のため、購入者の年齢を確認できない従来型酒類自動販売機の撤廃を進めていることから、酒類自販機全体の設置台数が年々減っています。国税庁によると、平成8年当時、約18万6千台あった酒類自販機は29年4月現在、改良型も含め約1万7千台(うち従来型は約3千台)となっています。